

1. 工場立地法準則に関して、対象用地の緑地面積率に対する規制値を緩和する計画はありますか。

現時点で緩和の予定はありません。

2. 高速道路下の函渠のうち最北部の函渠について、占用もしくは払い下げを受けることはできますか。また、その場合の建築規制(容積率 400%/建蔽率 70%)はどうなりますか。

対象の函渠とその用地は国土交通省が管理しており、現在は内空部分を大野町が町道として占用しています。町道としての機能を維持したまま利用することには何ら手続きは必要ありませんが、進出企業はその用地や施設の占用もしくは払い下げを受けることはできません。

個別の建築規制については所管する建築事務所等にお尋ねください。一般的には、物理的に建築できない範囲(対象函渠の用地)を建築敷地として扱うことは無く、東側用地と西側用地を一つの建築敷地とすることはありません。したがって、建築規制は東側用地、西側用地のそれぞれに対して適用されるものと思われま

3. 対象用地のボーリング調査結果を提供してください。

対象用地内でのボーリング調査は実施していません。

4. 対象用地の平面図データ(CAD データ)を提供してください。

対象用地の現況平板測量は実施していません。造成設計が完了した段階で、計画平面図を含む必要な設計図面をデータにて事業者提供します。

5. 受電設備検討のため、電力会社に相談してもよいですか。また、相談窓口はどこですか。

電力会社に限らず、提案内容検討に必要な範囲で、応募者の計画を前提とした相談などを行っていただくことは問題ありません。ただし、事業提案書の提出から優先交渉事業者選定までの間に提案内容全般について広く公表(電力会社の募集など)をすることはできません。なお、大野町役場での電力・ガス・水道などに関する事業者の斡旋は行っていません。

6. 「対象用地東端部(岐阜県南大野線沿い)10m 程度の範囲には電柱等の建柱は不可」とは具体的にどういうことですか。

この制限は、隣接する岐阜県南大野線が緊急輸送道路であるため、地震時に対象用地内の施設・設備が倒壊して道路の通行を妨げることを防止するためのものです。倒壊しても道路に影響が生じない施設・設備であれば設置は可能です。具体的には、高さ 10m の電柱であれば道路から 10m 以内には設置できませんが、高さ 5m の電柱であれば道路から 5m より離れていれば設置可能です。また、耐震基準を満たした構造物(大型の鉄塔など)も倒壊の恐れはありませんので、道路に近い位置であっても設置可能です。

7. 河川への排水位置は用地北側および南側の水路としてよいですか。また、それぞれの水路の許容排水量はいくつですか。

西側用地は南端部すべてが揖東土地改良区管理の排水路(花田川排水路:開渠)に、北端部の一部が大野町管理の排水路(開渠)に接します。また、東側用地は北端部すべてが大野町管理の排水路(開渠)に接するほか、東端部のほぼすべてが揖東土地改良区管理の排水路(暗渠)に近接しますが、南側の排水路(花田川排水路:開渠)との間には国土交通省の用地が存在します。対象用地からの排水は、対象用地内の調整池を経てこれらの水路のいずれかに放流され、岐阜県が管理する一級河川花田川、国土交通省が管理する根尾川・揖斐川に合流します。

許容排水量や放流施設の構造等については、事業者が決定した後に、その事業計画を踏まえて大野町が水路管理者、河川管理者との協議を行い調整します。

8. 預り保証金 15 億円は何に基づく要請ですか。

根拠となる法令はありません。本事業の規模や大野町の財政規模、リスク等様々な状況を勘案し、大野町が独自に条件付与しています。

9. 造成工事前渡金相当額の約 8 億円、造成工事完成払相当額の約 12 億円に関しては、会計上必要な情報であるため、工事見積書や工事内訳書を開示してください。

事業者からの要請があれば造成工事の請負契約内容が分かる書類を開示します。その際には大野町情報公開条例に基づく情報公開請求の手続きが必要となる場合があり、基準により一部は非公開となる可能性があります。

10. 応募登録書類および事業提案書には秘密情報が含まれますが、守秘義務等の補償はどのように扱われますか。

地方公務員法に基づき、提出された書類および記載された情報は適切に管理します。なお、万一、秘密情報等が流出し損害が発生した場合には、国家賠償法に基づき対応します。

11. 納税証明書(原本)は、事業所が存在する都道府県および市町村から発行される納税証明書でよいですか。

そのとおりです。

12. 事業提案書には「事業収支計画」などの計画書が含まれますが、実績情報(事後報告)は求められますか。

現時点で実績報告を求める予定はありませんが、全面供用開始後も事業期間内は必要に応じて事業者と大野町により事業実施状況に関する協議を行うこととしています。その際の議題によっては、実績報告を求めることがあります。

13. 「応募者は事業提案書の提出以後、優先交渉事業者選定までの間は提案内容について公表することはできません」とありますが、秘密保持契約を持つ顧客または取引先に対しても本事業に関する一切の情報開示ができないということですか。

事前に応募者や提案内容が広まることで、審査委員会の構成員に予断を与えるなどの影響が生じることを防止するための制限です。そのため、秘密保持契約を持つ顧客や取引先への相談など、優先交渉事業者に選定された場合の事業実施に向けて必要な範囲での情報開示は問題ありません。ただし、その結果として当該応募者が審査手続きで有利になると判断された場合には、該当する応募者は失格とします。

14. 事業提案書にはノウハウや秘密情報が多く含まれるため、大野町情報公開条例に基づく公開請求があった場合でも、非公開・非開示とすることは可能ですか。

可能です。

15. 「応募者から提出された書類はすべて大野町に帰属する」とありますが、事業提案書等にはノウハウや秘密情報が多く含まれます。情報はどの範囲まで開示されますか。

提出された書類および記載された情報は審査委員会による審査のために使用されます。審査委員会は非公開で行われるため、提出された書類および記載された情報は審査委員会事務に関わる町職員等および審査委員会構成員のみが知り得ます。優先交渉事業者に選定された場合には、提出された事業提案書のうち事業計画概要書(様式提-1)を一般向けに公表する予定です。その他、審査委員会でのプレゼンテーションに用いた資料や情報は、事業実施に向けた各種設計業務や地元説明会等に使用することがありますが、その場合には事業者に事前に確認を行います。

16. 協定書第4条第2項に「甲は、地権者との土地売買契約締結後は、乙に預り保証金を返還しないものとする。」とありますが、対象用地のうち一部でも大野町と地権者による売買契約が締結された場合には、預り保証金は返還されないということですか。

原則として、町はすべての地権者の売買同意を得た上で用地の買収を行うこととしており、一部用地のみが取得できない(一部用地のみ地権者と売買契約を締結した)という状況は発生しないものと見込んでいます。ただし、そうした状況が発生した場合には、協定を解除することが可能となっており、町と事業者による協議を経て、預り保証金を返還します。

17. 対象用地を「一部でも取得することができなかった場合」とはどういうことですか。

町が地権者との売買契約締結に先立ち実施する用地交渉の中で、地権者の同意を得ることが困難もしくは法的な条件により対象用地すべてを取得することが困難であると町が判断した段階を指します。なお、対象用地の一部で地権者との売買契約が締結できない場合でも、提案事業の実施に支障がないと事業者が判断した場合には、対象用地のすべてを取得できた場合と同様に手続きを進めることが可能です。

18. 協定書第 14 条第 2 項に「甲乙両者で別途協議のうえ、本協定を解除することができるものとする」とありますが、事業者から協定解除を申し入れた場合でも解除に同意が得られないことはありますか。

対象用地のうち一部でも取得することができなかつた場合には、事業者からの協定解除申入れに同意します。協定解除に伴い、町と事業者による協議を経て、預り保証金を返還します。対象用地のすべてを取得できた場合（町がすべての地権者と用地売買契約を締結した後）の協定解除および預り保証金返還には応じられません。

19. 地権者との売買契約締結時期が要領記載のスケジュールよりも遅れる場合や、町が対象用地を一部でも取得することができず売買契約締結ができなくなった場合など、本事業の進捗によって発生する機会損失等は補償されますか。

補償しません。要領記載のスケジュールはあくまで目安であり、確実な実施を担保するものではありません。理解いただいた上で応募してください。

20. 町有財産売買仮契約書第 5 条第 4 項に「引き渡し期限の延長の承諾を得るものとする」とありますが、造成工事の遅れなど大野町に起因して対象用地の引き渡しが遅れた場合や、延長期間が長すぎる場合には事業者として延長の承諾ができない場合があります。その場合、事業者から売買契約解除の申し入れや売買代金の返還、機会損失等の補償を求めることはできますか。

できません。要領記載のスケジュールはあくまで目安であり、確実な実施を担保するものではありません。理解いただいた上で応募してください。

21. 不発弾や遺跡が発見されるなど、責任の所在が不明となり得る事情により、対象用地の引き渡し時期が遅れるもしくは不可能になった場合には、事業者から契約解除の申し入れ、売買代金の返還、機会損失等の補償などを求めることはできますか。

原則として、町による造成工事の着手後はいかなる理由であっても契約の解除や機会損失等の補償などはできません。想定外の事情が発生した場合には、町と事業者での協議により決定します。なお、対象用地は埋蔵文化財包蔵地外であり、試掘調査は不要であることを確認済みです。また、対象用地の大部分では過去に砂利採取を実施しているため、不発弾等が確認されることはないものと想定しています。

22. 町有財産売買仮契約書第 2 条に「売買地積は実測面積とする」「本件売買契約時における売買物件の現況及び地目は農地等となっており、甲が実施する造成工事により、売買物件の形状を変更し、造成工事完了後に乙に引き渡すものとする。」とありますが、実測面積と登記面積に差異が発生した場合の地積更正は大野町で実施してもらえますか。

造成工事完了後速やかに大野町が分合筆や地目変更等の登記手続きを行います（分合筆に伴い地積も更正されます）。手続きに伴う費用は事業者の負担とし、用地引渡し時に負担いただく造成工事完成払い相当額に含みます。ただし、造成工事の完成前に部分的に引渡しを受けたい場合などは、大野町と事業者の協議によりその役割分担と時期について決定します。